

▼▼ “アリの一穴” で崩れる原発の安全性！ ▼▼

◇女川2号機「審査合格」の陳腐さ！＋3号機廃炉が前提？◇

9. 27規制委の第778回審査会合で、女川2号機の適合性審査の議論が終わったとのこと。今後は、この間の議論・指摘を踏まえ東北電力が2013.12.27付「原子炉設置変更許可申請書」の「補正書」を提出し、それを受けて規制委は事実上の合格書となる「審査書案」を取りまとめ、同案に対するパブリックコメントの手続を経て、正式な「審査書」（合格書）が出される見通し。

ですが、この間の適合性審査は、一般の試験・審査と異なり、「審査員（規制委）」が受験者の解答（申請書）を見て、間違っている点を全て指摘し、何度も何度もヒントを出し・教えてあげ・書き直させ、合格レベルに達した段階で「最終答案（補正書）」を提出させ、それを採点・審査し「合格させる」という、何とも陳腐なものです（従前の設置許可・安全審査がそうだったからこそ、福島原発事故が起こったのです！）。

ここで、2018.6.6『審査の透明性向上に向けた対応策について』（原子力規制庁）で、「平成30年度第5回原子力規制委員会（4月25日）において、公開の会合に先立って実施する事務局ヒアリングは多数回実施するべきものではないこと、事業者が公開会合で提示する予定の資料を事前の事務局ヒアリングで改善させるかのごとくの作業は止めるべきであること、ヒアリング偏重にならないようにすること等の指摘がなされた」ことを受け、「許可に係る審査については、基準適合性の確認は審査会合で実施するものであり、事前のヒアリングは事業者資料の記載内容等の事実確認等のためであって当該資料を改善させるためのものではなく、最低限に止めるとの方針を、審査に携わる原子力規制庁職員に改めて周知する」＜下線筆者＞とのことで、以前は審査会合前の事務局ヒアリング（規制委HP「被規制者との面談」で見られます）で事業者提出予定資料の「事前チェック・改善」が盛んになされ、審査を促進していましたが（事故後も事業者と規制当局の馴れ合いが続いていた証拠）、そのような体制が一部変更されたことで、東北電力の早期説明終了の目論見（当初2018.8末、その後2019.1末、そして2019.7末）は“水を差された”ようです。でも、規制委の審査会合自体、「当該資料を改善させ」、最終的に「合格に導く」ものでしかなかったのです。

東北電力は、「合格しても安全とは言えない」（田中俊一前委員長）とされた適合性審査にさえ、5年以上の指導を受け続けてようやく「合格ライン」に達した（引っ張り上げられた）のですが、本来『原発の安全確保』という大命題を率先して実践すべきなのは「事業者」であり、女川原発の被災状況や福島原発事故の教訓も十分踏まえ、最初から「合格レベル」の申請書を提出すべきで、ケアレスミスの訂正等が多少あっ

たとしても、『安全確保』の本質・要件を真に理解していたのなら、さほど時間がかからずに「合格」したはずだと思います。また、繰り返しの資料作り直しで東北電力の知識・「安全文化」が真に深化したのならいいのですが、むしろ規制委の意に沿う＝発想の枠内の解答を模索（顔色伺い）することに馴化し、自身が『安全確保』の主体であることを忘れて（他人任せ）懸念があります。実際、3.11後に発生した各種トラブルを見る限り、東北電力は表層的（場当たりの）な再発防止対策しか講じておらず（講じることができず）【1】、「当社は…運転及び保守について十分な経験を有している」【2】と自信満々ですが、安全意識の深化は見られません。

次に、規制委の審査内容ですが、同じ被災原発である女川1・3号機の被害実態を十分解明し、2号機の安全対策に適正に反映したのか、疑問です。1号機については、むしろ廃炉が決まったことで、地震動によるダメージ（2号機でも問題となったひび割れ・初期剛性低下等も含め）が“隠ぺい”されることが懸念されます。同じことは3号機についても言え、ほぼ同型の2号機の安全対策に活かすべき教訓が1号機よりも多数あると思われそうですが、その被災実態が十分解明されないまま（むしろ解明しなくて済む（隠す?）かのように、申請当初の「緊急時対策所の3号機内設置」を取り止めた【3】、と筆者は邪推します）、2号機審査を終えるのはおかしいと思います。少なくとも1・3号機の被災実態を詳細に明らかにした上で、2号機ではどう改善・教訓化したのかを具体的に審査する必要があると思います。

また、東北電力の補正では、「将来的な気候変動も勘案し」竜巻の最大風速を69m/sから100m/sに変更し、降水についても、申請後の2014.9.11に石巻で最大降水量（1時間あたり）が更新されたため81.7mmから91.0mmにしたとのことですが【3】、ここ数年で従前の最大値があっさり更新され、しかもこの1・2年だけでも豪雨・台風災害が続発し（関東以北の太平洋岸に初上陸する台風も出現）、1時間100mm以上の降水が“当たり前”のように観測されていることに鑑みれば、わずか数年で急激に悪化し続ける異常気象に対し、十分な「安全性・信頼性向上」と言えるのか、疑問です。

さらに、重大事故等対策・大規模損壊については「故意による大型航空機衝突」をケーススタディとして想定していますが【4】、最近のサウジアラビア石油施設へのピンポイントの無人ドローン攻撃などを見ると、“大は小を兼ねる”という発想が成り立つのか疑問です（過去にも、原発初期に想定した大口径配管破断・大LOCAより中小配管破断・中小LOCAの方が対処が困難と判明し、高圧注水系などが追設）。結論として‘現在の想定で十分’となるとしても、少なくとも「小型無人機テロ」に対する検討・安全確認を行なっておく必要があると思います。

付言すれば、『鳴り砂No.275：気になる動き77』で指摘したように、「柏崎刈羽6・7」の2017.12.27付審査書では、「なお、本審査は、1号炉から5号炉までの原子炉圧力容器には燃料を装荷しないことを前提としている。」（3頁）とか「また、重大事故等対策については、1号炉から5号炉までの原子炉圧力容器に燃料を装荷しないことを前提とした手順等として確認した。」（298頁）と明記されているにも拘わ

らず（すなわち、1～5号機の1つでも再稼働するなら、6・7号機の審査は‘無効・やり直しが必要’ということ）、東電が1～5号機のいずれかの再稼働の可能性を否定せず、地元自治体もその点を指摘・確認しないのが筆者には不思議ですが、それはさておき、女川2号機の今回の審査でも、「想定される人為事象」【5】で隣接号機の影響として火災・タービンミサイル・内部逸水は考慮されていますが、例えば、3号機が今後再稼働（しかもプルサーマル？）して上記以外の様々な重大事故を起こした場合や、停止中の3号機や廃炉途中の1号機での使用済燃料プール事故などの影響については、たぶん安全性確認を行っていないと思われ（筆者はそこまで審査内容を確認できていませんが）、福島原発事故の重要な教訓の一つ「複数号機立地・“共倒れ”問題」は解消されておらず、そうすると、柏崎刈羽同様、女川2の「合格」は、女川3の「原子炉圧力容器には燃料を装荷しないことを前提」になされたものと考えざるを得ません。

“最後の砦”ともなる「県の安全性検討会」では、以上の点も含め、きちんと検証して欲しいと思います。そのためにも、避難計画の実効性も含め、市民一人一人が感じる問題点が検討会で審議されるよう、会・委員に伝える方法も考える必要があると思います。原発の安全性は“アリの一穴”で容易に崩れるのですから。

【1】篠原弘典・半田正樹編著「原発のない女川へ」pp. 51-56, 社会評論社(2019. 9)

【2】2019. 3. 19 資料 1-2-2 「(女川2) 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について」添付-12頁

【3】2019. 9. 19 「(女川2) 原子炉設置変更許可申請の補正の概要について」

【4】2019. 3. 26 資料 1-3-1 「(女川2) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について」

【5】2015. 7. 9 資料 3-1 「(女川2) 外部事象の考慮について」

<2019. 9. 29 記：仙台原子力問題研究グループ I >